

5 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

ア 阿蘇の自然に親しむ集い

阿蘇地域の豊かな自然及び人文風景に触れ、親しむことを目的に「阿蘇の自然に親しむ集い」を例年10回程度開催している。今後は地元自治体、(財)自然公園美化管理財団阿蘇支部、南阿蘇国民休暇村、文化施設、学識者等との協力関係を確立し、一体となってこの行事を推進し、公園全体の自然探勝利用を促進していくこととする。

イ 阿蘇地区パークボランティア

阿蘇地区パークボランティアは当地域の快適利用を目的に平成6年に設置され、自然解説、利用者指導、美化清掃、動植物の保護など景観や自然環境の保全、自然環境に関する調査等の活動を行っている。今後も、「阿蘇の自然に親しむ集い」の企画・運営を行うほか、独自の活動にも積極的な支援を行う。

ウ 南阿蘇ビジターセンターの利用、運営

南阿蘇集団施設地区にあり、野草園及び南阿蘇国民休暇村宿舎と連携して阿蘇地域の自然解説に大きな役割を果たしている。

南阿蘇ビジターセンター運営協議会が年間活動計画等について定め、管理運営を行っている。

年間3万人程度の利用者があるが、さらに多数の利用者に利用されるよう、企画展示、セルフガイド、解説活動の充実を検討する。

エ 自然研究路の利用、管理

南阿蘇集団施設地区の野草園内自然研究路では、草原、人工林、自然林、二次林等多様な環境を見る事が出来るため、阿蘇地域全体の自然環境を理解するのに適している。今後もこの環境を維持するとともに、南阿蘇ビジターセンター運営協議会で作成した「野草園ガイド」を活用して自然観察を推進する。

砂千里内の歩道を火山活動をテーマとした自然研究路と位置付け、今後は解説板の整備を進めるものとする。

(2) 利用の規制

風致景観の保護及び適正な利用を推進する目的で、次のような利用規制を行う。

ア 野営場以外の野営禁止

植生の破壊、ゴミの散乱、焚き火による山火事及び草原火災を防止する観点から土地管理者及び関係機関等と協力し、野営場以外での野営の禁止を徹底する。

イ 車道、駐車場以外の場所への車両の乗り入れ禁止

植生の保護、土地の荒廃防止の観点から、土地管理者及び関係機関等と協力し、車道駐車場以外の場所への乗り入れ禁止を徹底する。

(3) 利用者の安全対策

阿蘇山は活火山であるために噴火及び火山性ガスの危険性があり、火口の安全管理に十分に留意すると共に、火口観光一辺倒からの脱却が求められる。

中岳火口は、常に噴火の危険を伴ない、過去に利用者が事故にあった事例があるため、利用者の安全確保のため、阿蘇火山防災会議協議会が立ち入り規制、避難誘導方法等規制の詳細計画を決定している。中岳火口を含む山上一帯が所管地となっていることから、今後とも阿蘇火山防災会議協議会の運営に協力するものとする。

また、中岳火口では火山性ガス(二酸化硫黄 SO_2)が原因と見られる死亡事故が平成元年から平成10年の間に6件(7名)発生しており、火山性ガスに対する安全性確保が急務である。現在、阿蘇火山防災会議協議会においてゾーン別規制を実施しているところであり、今後ともこれに協力しさらなる安全確保を図るものとする。